

## 弓削商船高等専門学校専攻科科目履修等に関する規則

制 定 令和2年5月21日

(趣旨)

第1条 弓削商船高等専門学校学則第14条第2項及び第48条第3項並びに第50条第3項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校専攻科における成績の評価及び授業科目の履修方法並びに修了の認定に関しては、この規則の定めるところによる。

(授業時間と単位)

第2条 1単位時間は標準50分とし、単位制とする。

2 各授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習・ゼミについては、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第3条 学生は、授業科目の履修に際し、各学期のはじめに所定の履修願を学生課に提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 学生の教育及び特別研究の指導を行うため、指導教員を置く。

(試験)

第5条 試験は、各学期末に実施する。

2 平素の成績によって評価し得る授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

3 病気、その他やむを得ない理由により、試験を受験できなかった学生は、追試験を受けることができる。この場合において、弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則第5条の規定を準用する。

(学業成績の評価)

第6条 学業成績の評価は、あらかじめ明示された評価方法に基づき100点法により行うものとし、順位付けは、平均点をもって行う。

第7条 学業成績の評価は、出席日数が4/5以上のものに対して評価を行う。

第8条 学業成績の評語は、A,B,C,Dとし、その区分は、次の表のとおりとする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格・不合格又は認定・不認定の評語とすることができる。

評 価	評 点	100点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
	評 語	A	B	C	D
		合格又は認定			不合格又は不認定

第9条 成績評価に対する学生からの意見申し立ての機会は、授業完了報告書の提出前に成績を学生に伝え実施する。

(再履修)

第10条 不合格となった授業科目は、再履修することができる。

(大学等における授業科目の履修)

第11条 他の大学及び高等専門学校の専攻科で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ校長の許可を得たうえで、履修願を学生課に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。